

令和4年度第1回鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査報告書

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会規則第2条第2項に基づき、監査委員会を実施しましたので、その結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

医療法施行規則第十五条4に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者等の業務の状況について、オンラインで管理者等から説明聴取により監査を実施しました。

実施日時:令和4年11月8日(火)15時30分～17時00分

出席者:原田病院長、千酌副病院長/医療安全管理責任者、
谷口医療安全管理部長/医師 GRM、南医療機器安全管理責任者、
藤井医療放射線安全管理責任者、島田医薬品安全管理責任者、秦薬剤師 GRM、
深田看護師 GRM、米山副看護師長、鬼村事務部長、末廣医療支援課長、医療支援課職員3名

2. 監査の結果

(1)医療安全管理部門の活動状況報告について

医療安全に係る各種の委員会とそれらに関連したチーム会等の開催状況、活動状況等について説明を受けました。

クオリティ審査専門委員会での審議理由・根拠について、医療行為が標準的水準に達しているか、技術的に問題がなかったか、患者または家族が納得しているかどうかを基準にしていることを確認しました。また、診療科だけではなく、病院の問題として捉え、特に関連する部署にフィードバックしていることも確認しました。この他、医薬品安全管理専門委員会においてアナフィラキシー対応のため救急対応カートにアドレナリン 0.3mg(0.3ml)を追加したことについては非常に良いことだと考えます。各委員会等が機能的に役割を果たしていると考えます。

(2)令和3年度インシデント分析結果報告について

令和3年度インシデント分析結果について説明を受けました。大きなインシデントだけではなく、低レベルなインシデントの把握のための啓発活動、研修医等の新採用職員の医療安全研修状況、医学生に対する医療安全教育、RRS チームの活動状況、転倒転落の状況等について確認しました。より安全医療体制のために今後も引き続き対応をお願いしたいと考えます。

(3)医療安全管理体制及び医療事故等の報告について

医療安全管理体制及び医療事故等の報告について説明を受けました。医療安全管理体制を継続的に見直しすることは素晴らしいことですが、会議増加等に繋がりますので、働き方改革とのバランスも考慮しながら、今後も対応をお願いしたいと考えます。

3. 総括

前回の監査以降の鳥取大学医学部附属病院の医療安全管理体制における業務状況について病院長等に報告を求め、その状況を確認しました。今回、令和3年度インシデント分析結果報告、医療安全管理体制及び医療事故の報告を中心に監査を実施し、おおむね適切な対応がなされていると判断しました。

今後もより一層、安全管理業務に努めていただき、地域医療の最後の砦として高度かつ安心安全な医

療を実施されることを期待します。

令和5年1月10日

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会

委員長 福田 誠司

委員 中村 寿夫

委員 前田 純子